

1. 頂いたご意見の件数

主な改正事項	91件
うち「6 空気環境に関すること」の改正案関係	6件
うち「4 維持管理への配慮に関すること」の改正案関係	36件
うち「1 構造の安定に関すること」(免震建築物関連)の改正案関係	49件
その他の改正事項	10件
今回の改正案に係るもの以外のご意見、ご提案等	3件
合計	104件

2. 主なご意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方

(1) 主な改正事項

① 「6 空気環境に関すること」の改正案関係

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
01	6-4 囲い込み又は封じ込めで飛散防止のための措置が施されているものについては、等級を下げるなどの措置をとるべきである。	本表示事項は、評価対象住戸内の飛散のおそれのある石綿含有建材の石綿含有率等について表示することで、当該住戸内の石綿の使用状況を示すものであり、等級表示するものではない。 また、既存建築物の石綿含有建材が囲い込み又は封じ込めの措置が施された場合は、除去された場合と同等に建築基準法の規定に適合しているものとされており、本表示事項においても、囲い込み又は封じ込め等で飛散防止のための措置が施されていないものを、まずは評価対象とするものである。 なお、囲い込み又は封じ込めの飛散防止措置が施された建材から、分析のための試料を採取することによって、飛散のおそれを招きうることもあるため、囲い込み又は封じ込めにより飛散させるおそれのない建材については必須の分析対象とはしていないところである。 ただし、申請者が囲い込み及び封じ込めの措置のされている建材についても測定を依頼した場合については、分析の対象とすることができる。
02	6-4 「吹き付けロックウール」については、「石綿含有吹き付けロックウール」とすべきである。	評価員が試料を採取する際に、吹き付けロックウールと石綿含有吹き付けロックウールを目視により区別することは困難であることから、評価対象住戸内の吹き付けロックウールについては全て採取して、石綿含有率を分析することとしている。なお、設計図書や竣工年から判断して、明らかに石綿を含まないロックウールについては本表示事項における分析の必要はないものと考えられる。

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
03	6-4 評価対象住戸については、竣工年によって対象を限定すべきである。	石綿含有建材の在庫期間を限定することは難しく、既存住宅について、竣工年等によって石綿含有建材が使用されていない住宅を判別することは困難である。
04	6-5 複数回の採取を要求する必要はない。	粉じん濃度は、分析操作上の誤差のみではなく、本質的に時間や場所による変動を含むものである。したがって、少なくとも2回以上の繰り返しが必要と判断した。
05	6-5 「旧環境庁」が規定している方法についても認めるべきである。	大気汚染防止法施行規則に規定する石綿に係る特定粉じんの濃度の測定方法は、屋外の大気中の濃度を測定する手法であり、室内の濃度測定には必ずしも適していない。

② 「4 維持管理への配慮に関すること」の改正案関係

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
01	4-3 建築躯体の耐久性に対して、排水管の耐久性が劣るのは明白であり、建築躯体の寿命を全うするには、排水管の更新性は重要である。	更新対策は、住宅を長期間使用し続けるための性能を表示するものであり、長期間の使用に欠かせない排水管の更新の容易さについては、貴見と同様に重要な表示事項であると考えている。
02	4-3 共用排水立管の更新周期を考えると、構造躯体ではないボード等の仕上げ材も外して更新作業を行うことは許容されるべきである。	原案においても、講じられた対策に記載されているとおり、軽微な仕上げ材の除去は許容されているところであるが、この点について明確にするように修正する。
03	4-3 更新対策等級の等級2と等級3の措置の基準が明確でなく、等級表示とする必要はない。	等級2と等級3では、更新時の工事等を軽減できること又は増設更新を行うことができることについて差を設けており、更新対策として等級間に有意な差があることから、等級表示が有効と考えている。 等級の判断基準は、評価方法基準に示されているとおりであるが、必要に応じて解説書に記載し、分かり易くすることに努めてまいりたい。
04	4-3 共用排水立管の位置は設計図書に明記されており、図面に明示することとすべきである。 また、その場合、建設過程で納まり上の施工誤差等、位置の変更が生じる可能性もあるため、許容事項を記載すべきである。	本表示事項は、居住者が設計図書から読み取るよりも分かり易く、更新の容易さを示す観点からあらかじめ分類された共用排水立管の位置から該当するものを選択して表示するものであり、設計図書に明示することでその効果を代替することは難しいものとする。また、共用排水立管の位置に関する選択肢の中から該当するものを選択して表示することから、施工誤差が影響するものではなく、位置の変更は変更申請により対応すべきものである。

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
05	4-3 共用排水立管の位置については、イ. 共用廊下の外側等 とロ. 共用廊下に面する住戸の外側等は区別する必要がない。	イとロでは、更新計画の柔軟性も含めて差異があるものと考えているが、表示の分かり易さに配慮して、ご指摘を踏まえた修正をする。
06	4-4 更新対策（住戸専用部）は等級表示とすべきである。	表示基準にあるように、4-4 更新対策（住戸専用部）で表示されるのは、躯体天井高、住戸専用部の構造躯体の壁又は柱の有無であり、これらに等級はない。躯体天井高の数値表示、構造躯体の壁又は柱の有無を表示することで、間取りの変更の容易さを示すことができるものと考えている。
07	4-4 便所、浴室など水廻り諸室の位置を限定してしまう住戸専有部内の躯体床段差の有無を明示するようにすべきである。	躯体床段差については、高さ方向の寸法に含まれるため、躯体天井高を表示することにより、実質的に対応できているものと考えている。
08	4-3, 4-4 SI 住宅のような一部の住宅において必要な性能であり、選択項目とするなどして、表示の煩雑さに対して配慮すべきである。	更新対策は、住宅を長期間使用し続けるための性能を表示する重要な項目であり、新築住宅に関しては、必須項目とするべきであると考えている。

③ 「1 構造の安定に関すること」（免震建築物関連）の改正案関係

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
01	構造計算結果の数値及び維持管理の表示項目については、居住者にとって必要な情報のみとすべきである。	ご指摘を踏まえ修正する。
02	免震構造についても等級表示とすべきである。	<p>現行の耐震等級では、免震構造の性能を的確に評価することは難しいが、近年、免震構造の住宅が増加し、その普及が期待される中で、早急に免震構造に関する評価方法を整備する必要がある。</p> <p>しかし、免震構造の性能を等級で表示するためには、免震構造の性能が向上しつつある中で、表示・評価方法の適切に基準化するための技術的検討等には、時間を要することから、当面の間、耐震等級とは別に免震建築物である旨を表示することとするものである。</p> <p>なお、免震構造に関する等級表示については、構造種別ごとに独自に等級表示すべきかどうかも含めて、引き続き、検討を進め、成案が得られ次第、速やかに基準化してまいりたい。</p>
03	表示基準の（ほ）説明に用いる文字を、耐震等級の表現と整合性をとり、同程度の理解を得ら	02 と同じ。

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
	れるようすべきである。	
04	平成12年建設省告示第2009号第6に規定では、耐久性等関係規定に適合していることを確認できないため、これを含む同告示第2の規定によって、免震建築物であることとすべきである。	ご指摘を踏まえ修正する。
05	今後、各種構造方式や、構造計算方法などについて、総合的に評価できる評価方法を検討していくべきである。	構造の安定に係る性能に関する総合的な評価方法の整備は重要な課題であると考えており、今後の検討課題として、広くご意見をうかがいながら、検討してまいりたい。

(2) その他の改正事項

番号	ご意見の概要	国土交通省の考え方
01	1-1, 1-4 せっこうボード以外の壁についても、耐力壁長さに合計できる壁として追加すべきである。	今回の改正は、既に性能の明らかになっているせっこうボードの壁について、耐力壁長さに合計できる壁として評価方法基準に追加するもので、今後とも各材料の性能が明らかになれば、基準の充実を図ってまいりたい。
02	3-1 「コンクリート中の含水率を高くしない措置」とは具体的にはどのような措置を想定されているのかご教示いただきたい。	具体例を解説書に記載することとする。